

11.農地を農地以外に使う

しかし、農地法がある

農地を農業以外に使うことを規制する農地法が
農地で発電することを規制する

農地法では、「耕作者自らが農地を所有することを最も適当である（自主農主義）」としてきました。

しかし食料自給率向上などの面から農地が地域における貴重な資源であることを重視し、平成21年12月15日に「農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること」に改正施行されました。

農地法はほかに、農業生産の基盤である農地を確保し、食料の安定供給の確保に資するため、農地を農地以外のものにする（＝農地転用）を規制し、農地の利用関係を調整する役割があります。

資料：広島県ホームページ 開設 農地法とは